

船橋市地域DOTS支援員の設置及び派遣に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市地域DOTS実施要綱（平成16年8月20日施行。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、地域DOTSの推進を図るため、地域DOTS支援員（以下「支援員」という。）の設置及び派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 支援員の派遣対象となる結核患者（以下「患者」という。）は、要綱第3条に規定する地域DOTS個別支援計画（以下「支援計画」という。）において、支援員の派遣が必要と認められた者とする。

(派遣決定等)

第3条 保健所長は、支援員の派遣に当たり、派遣対象となる患者の居住地、支援計画の内容等を考慮し、支援員を決定するものとする。

2 保健所長は、前項の規定により派遣する支援員を決定したときは、船橋市地域DOTS依頼書（第1号様式）に船橋市地域DOTS個別支援計画書（第2号様式）を添えて、当該支援員に服薬支援を依頼するものとする。

(職務)

第4条 支援員の職務は、支援計画に基づく家庭訪問、面接等による服薬支援とする。

2 支援員は、前項に規定する職務の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 服薬確認の方法及び手順を説明すること。
- (2) 残薬数、服薬済みの空袋、服薬手帳等により服薬状況を確認すること。
- (3) 服薬による副作用の有無を確認すること。
- (4) 誤薬、怠薬等が認められたときは、服薬指導を行うこと。
- (5) 服薬確認後は、服薬手帳に確認のサインをすること。
- (6) 定期通院状況を確認し、主治医の指示、検査結果等を確認すること。
- (7) 結核治療継続上の問題が生じたときは、直ちに保健所の担当保健師に連絡すること。

3 支援員は、保健所長が必要と認める会議に出席するものとする。

(委嘱)

第5条 支援員は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健師、看護師又は薬剤師の資格を有すること。
- (2) 原則として満70歳未満であること。
- (3) 支援員の職務を遂行できる健康な心身状態であること。
- (4) 保健所の行う研修会等に参加可能であること。

2 支援員の定数は、20人以内とする。

3 相談員の任期は、奇数年の4月1日から2年間とする。ただし、次の各号に掲げる区分の場合にあっては、当該各号に定める日をもって任期終了とする。

- (1) 当該期間の途中で委嘱をされる者である場合 他の相談員（次号に規定する者を除く。）の任期終了日
- (2) 任期中に満70歳に達した者である場合 当該達した日以後における最初の3月31日

4 支援員は、再任されることができる。

（報償金）

第6条 市長は、第7条第3項の規定による報告を受けたときは、服薬支援を行った件数等を確認し、報償金として1件につき2,199円を当該支援員に支払う。

ただし、同一世帯内に複数の患者が存在し、一回の訪問で同時にDOTS実施する場合は2人目以降の報償金を1件につき870円とする。

（責務）

第7条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 支援員は、職務を遂行するときは、委嘱状を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 支援員は、毎月の服薬支援の実施状況をとりまとめ、翌月の5日までに船橋市地域DOTS支援員活動報告書（第3号様式）により保健所長に、船橋市地域DOTS実施報告書（第4号様式）及び船橋市地域DOTS実施内訳書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（委嘱の解除）

第8条 市長は、支援員が次の各号の一に該当するときは、当該支援員の委嘱を解除することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 支援員としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 本人から辞職したい旨の申し出があったとき。
- (5) 前年度の胸部エックス線検査の結果の提出がないとき。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。